

亀山市告示第142号

亀山市自治会交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年6月23日

亀山市長 櫻井義之

亀山市自治会交付金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市自治会交付金交付要綱（令和8年亀山市告示第53号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「第8条」を「第6条」に改める。

様式第2号中「第9条」を「第7条」に改める。

様式第3号中「第10条」を「第8条」に改める。

様式第4号中「第11条」を「第9条」に改める。

様式第5号中「第12条」を「第10条」に改める。

様式第6号中「第16条」を「第12条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。